

体育奨励事業について

保健事業の一環として、事業所主催で実施する体育奨励イベントに対して、補助金を支給します。

体育奨励事業実施要綱

（目的）

1. デクセリアルズ健康保険組合（以下「組合」という）の被保険者及び被扶養者の健康保持増進及び体力づくりを目的とする体育行事に対して補助を行うものとする。

（対象事業）

2. 補助金の支給対象事業は、事業主または事業所長が主催し、被保険者及び被扶養者が容易に参加でき、健康保持増進及び体力づくりに寄与する体育行事を対象とする。

（対象者）

3. 補助金の支給対象者は、該当行事に参加した被保険者及び被扶養者とし、実施時に健保の加入資格を有していることとする。

（補助金額）

4. 補助金の額は、実施費用総額のうち補助金の支給対象となる金額の2分の1以内を原則として、1人当たり3,000円（1円未満を切り捨てた金額）を上限に、年度内1回まで補助金を支給する。
但し、体育行事によっては、負担割合や一人当たりの金額等を組合会の議決を経て変更できるものとする。

（実施要件）

5. 補助金の支給を受けようとする場合は、次の要件に基づいて実施しなければならない。
 - （1）実施に当たっては、原則として事業主または事業所長の責任において、事業所単位で実施すること。
 - （2）被保険者及び被扶養者に対する取り扱いは公平の原則に基づくものであり、可能な限り多数の対象者が参加できる行事であること。
 - （3）組合の体育奨励事業として、適切かつ効果が期待されるものであること。
 - （4）社員旅行、慰安会等に類するものでないこと。
 - （5）実施期間は組合年度である4月から2月末までとする。

（補助金対象経費）

6. 補助金の対象経費は、該当行事にかかる費用として社会通念上妥当であるものとし、次の項目に定めるところによる。

(1) 補助金対象経費

会場設営費、施設借用費、競技用具の購入又は借用費、施設入場料、社会通念上過度でない程度の賞品代、終日実施の体育行事での昼食弁当及び飲料代、その他健保が適当と判断したもの。なお、賞品は健康づくりに適し、一部に偏り高額にならないものとする（上限2,000円）。

(2) 補助金対象外経費

交通費、宿泊費、賞金、金券類、賞品のための補助、アルコール類、領収書の発行が不可能なもの、その他健保が不適当と判断したもの。

(補助金支給手続)

7. 補助金の支給を受けようとする場合は、次の手続に基づいて実施しなければならない。

(1) 申請者は体育行事実施日の1ヶ月前までに「体育奨励事業実施計画書」（様式第1号）を組合に提出し、承認を得なければならない。

(2) 組合は「体育奨励事業実施計画書」を確認後、すみやかに補助金支給の承認又は否認の通知を行わなければならない。また承認の場合は、補助金支給見込額についても通知するものとする。

(3) 申請者は体育行事実施後1ヶ月以内に「実施報告兼補助金支給申請書」（様式第2号）に次の書類を添付し組合に提出しなければならない。なお、「実施報告兼補助金支給申請書」に記載する振込口座は、個人の口座ではなく事業所の口座でなければならない。

① 「参加者名簿」（様式第3号）

② 事業所が支払った請求書（コピー可）

(補助金の支給)

8. 補助金の支給は、提出書類に基づき、原則として毎月末日締めで翌月末日に事業所指定口座へ振り込むものとする。